

平成29年7月31日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第234号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

○ 現場の皆さんへ

1. 日・オランダ農業協力対話分科会について
2. 農業用温室の設置コスト低減に向けた取組について
3. 収入保険制度の導入に伴う野菜価格安定制度の取扱いの方針について
4. 収入保険制度一問一答リレー
5. 園芸施設共済に加入しましょう！！～台風被害への備え～
6. 熱中症対策のお知らせ

○ 担い手のための耳より情報

製パン適性に優れた寒冷地向け小麦新品種「夏黄金(なつこがね)」

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 日・オランダ農業協力対話分科会について】

日本とオランダ両国の農業分野におけるイノベーションの推進とそれぞれの知見及び専門知識の交換といった協力を促進するために、「日・オランダ農業協力対話」の枠組みが創設され (<http://www.maff.go.jp/j/press/kokusai/chiiki/161215.html>)、その一環として、第1回 日・オランダ農業協力対話分科会を5月に開催しました。

本分科会では、日本とオランダの青果物の生産者組織が、①どのように有利販売とコスト低減に取り組み、生産者の所得確保に努めているのか、②どのように新規販売先を開拓しているのか、といった点について、意見交換を行いました。

▼詳しくは、農林水産省ホームページを御覧下さい。 http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/nether.html

【2. 農業用温室の設置コスト低減に向けた取組について】

～農業競争力強化プログラムを踏まえた農業用温室の設置コスト低減に向けた対応方向～

「農業競争力強化プログラム (http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyou_kyousou_ryoku/index.html)」を踏まえ、農業用温室の設置コストを低減するため、①耐候性ハウスを導入する際の手引きの策定、②耐候性ハウスの低コスト化技術の検討・普及、③パイプハウスの型式の集約化に取り組んでいます。

▼詳しくは、農林水産省ホームページを御覧下さい。 <http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/onshitsu.html>

・ 耐候性ハウスを導入する際の手引き(リーフレット)

- ① 耐候性ハウスを導入する際の手引きの策定に関連して、ハウスを設

置する地域と再現期間（この期間内に一回は設計値の強風や積雪があると予測される期間）に応じて、必要なハウスの強度（耐風速、耐積雪荷重）を参照することができます。

農業者の皆さんがハウスを整備する際に、御自身の栽培・経営に合ったハウスを選ぶ参考としてリーフレットを作成しましたので、御活用下さい。

なお、本件の詳しい内容や、農業用ハウスの強度についての御意見・御質問がありましたら（一社）日本施設園芸協会（03-3667-1631）まで御連絡下さい。

▼リーフレットはこちら

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/attach/pdf/onshitsu-15.pdf>

・耐候性ハウスの低コスト化技術リスト

②耐候性ハウスの低コスト化技術の検討・普及に関連して、「農業用温室の設置コスト低減に向けた技術提案会」を開催しました。耐候性ハウスの設置コスト低減に資する技術について、業界内外から提案をいただいた13件の技術を掲載しました。

▼掲載された技術は、下記ホームページを御覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/onshitsu.html>

農業用温室の設置コスト低減に資する低コスト化技術の情報については、随時情報の募集を行っております。低コスト化技術の情報をお持ちの事業者や農業者の方は、電子メールアドレス：nousui-shisetsuengei@maff.go.jpまで提供ください。

【3. 収入保険制度の導入に伴う野菜価格安定制度の取扱いの方針について】

先の通常国会において、収入保険制度の導入等を内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）」が成立しました。野菜価格安定制度と収入保険制度は選択加入となりますが、収入保険制度の導入に伴う野菜価格安定制度の取扱いについて、ポイントとなる点を整理しました。引き続き、野菜価格安定制度の円滑かつ的確な実施に御協力をお願いいたします。

▼詳しくは、農林水産省ホームページを御覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/yasai/attach/pdf/index-30.pdf>

※問い合わせ先

農林水産省 生産局 園芸作物課（担当：児玉、千葉）（03-3502-5961）

【4. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに7月に掲載した、Q13～21をご紹介します！

<Q13>例えば、機械の故障や病気、怪我により、出荷量が減少して収入が減少した場合、補償の対象となりますか。

A 機械の故障や病気、怪我については、補償の対象となり得ますが、事故発生の通知を受けて、必要に応じ、個別の状況を確認し、他の機械での対応や地域の担い手等への作業委託など、営農を継続するため

の努力を行っていたかどうかを判断することとなります。具体的な仕組みについては、今後検討します。

〈Q14〉捨て作りや意図的な安売りによって生じた収入減少は補償の対象外とされていますが、どのようにして確認するのですか。

A 例えば、

① 捨て作りについては、加入者から事故発生の通知があった際に、必要に応じて、周辺のは場と比較して明らかに生育状況がおかしくないか、農作業日誌等により適切に営農が行われていたかを確認して判断する

② 意図的な安売りにについては、加入者が加入申請時に想定していた販売価格（過去の実績の平均など）に比べて大幅に下げている場合、市場価格との関係の検証や、取引先への聞き取りを行うなどにより判断する

といった確認を行う方向で検討しています。

〈Q15〉収入保険制度は、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てにならない積立方式」に加入できるとされていますが、掛金は、いくらぐらいになりますか。

A 収入保険制度に加入する場合に、農業者が用意すべき保険料・積立金については、例えば、基準収入が1,000万円の農業者が、保険方式と積立方式に加入し、補償限度9割（補償限度8割の保険方式に、積立方式1割を上乗せ）、支払率9割を選択した場合、

① 保険料については、7.2万円

② 積立金については、22.5万円

で合計29.7万円と試算しています。

なお、補填金の支払がなかった場合は、積立金は翌年に繰り越されるので、翌年は、基本的には、保険料だけ用意すればよいことになります。

〈Q16〉「青色申告の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにする」とされていますが、これは平成30年秋の加入申請時のみの特例措置なのですか。

A 収入保険制度は、平成30年秋から加入申請の手続を始めることとしていますが、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるとされているのは、平成30年秋の加入申請時のみの特例措置ではありません。

したがって、現在、白色申告を行っている農業者は、収入保険制度の施行後も、青色申告に切り替えれば、本制度に加入できます。

〈Q17〉平成30年分の所得から青色申告を始める場合、いつから収入保険制度に加入できるのですか。

A 平成30年分の所得に係る青色申告は、個人の場合、平成31年2～3月に申告を行うこととなりますので、平成31年秋から加入申請を行うことができます。

＜Q18＞法人化した場合、青色申告実績の取扱いはどうなるのですか。

A 法人化した場合の青色申告実績の取扱いについては、法人化の前後で事業の同一性が認められるかどうかをみて判断する必要があると考えています。

例えば、個人経営がそのまま法人化する場合は、事業の同一性が認められると考えており、今後、詳細を検討することとしています。

＜Q19＞収入保険制度の対象収入は、どのようにして計算するのですか。

A 収入保険制度では、自ら生産した農産物の販売収入金額を対象とすることとしています。

その把握については、税制度と整合した簡素な仕組みとするため、青色申告決算書における収入金額の算定方法に準じて、次のように計算することとしています。

なお、雑収入については、農産物の販売収入に関係のないものも含まれますので、基本的には計算式には入れません。

農産物の販売収入＝農産物の販売金額＋事業消費金額＋（期末棚卸高金額－期首棚卸高金額）

＜Q20＞収入保険制度では、加工品も対象になるのですか。

A 加工品については、

- ① 農産物以外の原材料等のウェイトがかなり大きい場合もあり、
- ② 農業を行わずに、加工のみを行っている事業者との公平性の問題もあるため、

原則として販売収入に含めないこととしています。

ただし、収入保険制度は税の仕組みを活用して、農業者ごとの販売収入を把握することから、所得税法上の農業所得として申告されているものについては、農産物の販売収入に含める考えです。

このため、精米、荒茶、梅干し、^{たためおもて}畳表などの加工品であっても、農業者が自ら生産した農産物を加工して、販売しているような場合には、その収入も対象に含まれます。

＜Q21＞飼料用米の交付金にも数量払的な要素が入っているので、対象収入に含めるべきではないですか。

A 収入保険制度では、実態上、販売収入と一体的に取り扱われている畑作物の直接支払交付金等の数量払は販売収入に含めることとしています。

飼料用米の交付金については、単収に応じて面積当たり単価が変動しますが、麦、大豆等の水田活用の直接支払交付金と同じ面積払であり、畑作物の直接支払交付金などの数量払とは性格が異なります。また、農業共済においても、補償の対象としていないことから、対象収入に含めません。

※お問い合わせ先
農林水産省 経営局保険課

電話番号：03-6744-7147

【5. 園芸施設共済に加入しましょう！！～台風被害への備え～】

昨年も各地で台風による被害が発生しました。台風被害では、ハウスだけでなく、中の作物にも被害が及ぶため、被害を受けた農家の方からは園芸施設共済へ加入していてよかったという声が届いています。

園芸施設共済では、台風等の自然災害により施設本体（被覆材含む。）が損害を受けた場合のほか、施設内農作物や撤去費用なども補償の対象にできますので、施設本体と併せて園芸施設共済へ加入しましょう。

詳しく知りたい方は、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください。

[農家の方からの声はこちら]

<https://www.facebook.com/nogyokeiei/posts/1566410130100862>

※お問い合わせ先

農林水産省 経営局保険課

電話番号：03-6744-2175

【6. 熱中症対策のお知らせ】

熱中症は、様々な状況で、あらゆる年代の方に発生します。症状が重くなると、元の健康な状態になるまでに長くかかったり、最悪の場合は亡くなったりすることもあります。

今年は全国的に例年以上に暑いので、農作業においても注意が必要です。農作業中の熱中症による死亡事故件数は7・8月に高齢者を中心に毎年20件前後発生しています。熱中症の予防には、「水分補給」と「体温の上昇を避けること」が大切です。具体的には、帽子の着用、喉が渇く前の水分補給、こまめな休憩、ハウスや畜舎等の換気等を心がけましょう。また、1人で作業中に熱中症になると、助けを呼べず重症化する恐れがあるため、できる限り2人以上で作業をし、体調不良時は我慢せず不調を伝えましょう。

農林水産省ホームページにおいて、農作業時の注意点を掲載しておりますので、ご活用ください。

また、環境省の熱中症予防情報サイトで熱中症の目安となる各地の暑さ指数（WBGT）を確認できます。

■農林水産省ホームページ

農林水産省「熱中症対策」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/#necchuushou

環境省 熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

◆◆◆担い手のための耳寄り情報◆◆◆

【製パン適性に優れた寒冷地向け小麦新品種「夏黄金(なつこがね)」】

